

# 北しりべし廃棄物処理広域連合職員被服貸与規程

制 定 平成19年4月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員に対する被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象となる職員)

第2条 次に掲げる職員には、被服を貸与する。

- (1) 北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例(平成19年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第1号。以下「廃棄物条例」という。)第4条第2項に規定する北しりべし広域クリーンセンターに勤務する職員
- (2) 廃棄物条例第4条第2項に規定する北後志リサイクルセンターに勤務する職員
- (3) 前号に掲げるもののほか広域連合長が貸与を必要と認める職員

(被服の種別等)

第3条 被服の種別、制式、貸与数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。

2 貸与期間は、使用の事実を考慮して延長し、又は短縮することができる。

(処分の禁止)

第4条 貸与品は、譲渡、貸与、質入その他の処分をしてはならない。

(貸与の時期等)

第5条 新たに第2条に規定する貸与の対象となった職員に対しては、速やかに被服を貸与するものとする。

2 前項の場合においては、広域連合長は、再用品を貸与することができるものとする。

(被服の返還)

第6条 貸与期間が満了したときは、当該満了日から10日以内に貸与を受けた被服を広域連合長に返還しなければならない。

2 貸与期間満了前にこの規則の適用を受けなくなった職員は、直ちに貸与を受けた被服を広域連合長に返還しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 広域連合長は、職員が故意若しくは過失により貸与品を亡失若しくはき損したとき又は第4条、第7条若しくは第8条の規定に違反したときは、広域連合長が必要と認める金額を賠償させることができる。

(貸与の例外)

第8条 広域連合長は、予算その他の事情を勘案して、貸与できないと認めたときは、貸与しないことができる。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	制 式	対象職員の範囲	貸与数量	貸与期間
作業服	上衣	第2条第1号及び 第2号該当職員	各1着	1年
	下衣			
夏作業服 （上衣）	普通折えり型	第2条第1号及び 第2号該当職員	各1着	1年
つなぎ服		第2条第1号及び 第2号該当職員	1着	1年
防寒作業服 （上・下衣）		第2条第1号及び 第2号該当職員	1着	2年
防雪型長靴		第2条第1号及び 第2号該当職員	1足	1年
安全靴	半長靴又は短靴	第2条第1号該当 職員	1足	3年
雨衣（上・下衣）		第2条第1号及び 第2号該当職員	1着	2年
帽子		第2条第2号該当 職員	1個	2年